

平成31年度鴨川市コミュニティバス運行業務 運行事業者公募要項

平成31年 1 月 4 日

1 趣旨

鴨川市が委託するコミュニティバス運行業務の受託者をこの要項により公募する。

なお、地域住民の安全性と利便性を高い水準で実現し、かつ効率的に業務を遂行できる運行事業者を選定するため、その選定方法としては公募型プロポーザル方式によることとする。

2 委託業務名

平成31年度鴨川市コミュニティバス運行業務

3 委託業務内容

- (1) バスの運行業務
- (2) 運賃徴収業務
- (3) 車両の整備点検業務
- (4) 運賃収入及び旅客数の報告業務
- (5) 特定運行区間での運行に係る利用者予約受付業務
- (6) 緊急時の処理業務
- (7) バス停留所標識の維持管理
- (8) その他運行に必要な業務

4 業務委託期間

平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

ただし、元号が改められた後は、平成32年とあるのは、必要に応じて新たな元号の対応する年に読み替えることとする。

5 対象区域

鴨川市内(「平成31年度鴨川市コミュニティバス運行業務仕様書」(以下「仕様書」という。))のおり

6 公募の概要

(1) 基本方針

収益拡大策、安全確保策及び利用者利便の確保策等に係る企画提案書並びに運行経費をプロポーザル方式により審査し、最も適切な運行事業者を選定する。なお、企画提案書等の作成にあたっては、現在の利用実態や利用者のニーズ等を踏まえ、運行方法の改善等に係る検討を行うものとする。

(2) 運行等の条件

- ① 別添仕様書を基本とする。なお、実際の運行に当たっては、採用された企画提案書の内容をもとに、市と協議の上、運行内容の詳細を定めるものとする。

② 運行に係る必要な手続きについては、運行事業者が運行開始の前日までに確実に行うこととし、運行が円滑に行われるよう努めるものとする。

(3) 応募者の資格

応募できる事業者は、次のすべての事項を満たす法人とする。

① 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者又は運行開始日までに許可を取得できるもの

② 平成30年7月10日以降、道路運送法第40条に規定する処分を受けていない者(当該法人の役員についても同じ)

③ 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づく更正開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てを行っている者でないこと

④ 法人税(個人企業にあつては所得税)、消費税及び地方消費税並びに鴨川市内に本店、支店、営業所等がある場合には、市税を滞納していない者(徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く。)

7 スケジュール

(1) 応募期間 平成31年1月11日(金)～平成31年2月12日(火)

※ この間に運行業務説明会(別記)を行う。

※ 提出書類の内容について、応募者と適宜ヒアリング等を行う。

(2) 運行事業者の決定 平成31年2月下旬

(3) 運行に係る手続き 平成31年3月31日を期限とする

※ 運行に係る必要な手続きは、運行事業者が確実に行うこと

(4) 運行開始 平成31年4月1日(月)

8 応募手続き

(1) 公募の周知

市は、この要項の概要を鴨川市公告式条例に基づく公告及び市のホームページに掲載し、事業者を公募する。

(2) 公募要項の配布

応募を予定する事業者には、公募要項及び平成31年度鴨川市コミュニティバス運行業務委託仕様書を事務局にて直接配布する。(郵送による受取りを希望する場合は、事務局まで申し出ること)

(3) 運行業務説明会

① 市は、次のとおり運行業務に関する説明会(以下「説明会」という。)を開催する。

・日時 平成31年1月25日(金)午後2時から

・場所 鴨川市役所本庁舎 4階 400会議室

② 応募を予定する事業者は、この説明会に極力出席すること。

③ この説明会に出席する事業者は、「平成31年度鴨川市コミュニティバス運行業務説明会 申込書」(様式1)を記入のうえ、平成31年1月18日(金)正午まで、事務局

に提出すること。

④ 出席人数は、一事業者あたり2名を限度とする。

(4) 質疑応答

① 応募に際して質疑のある場合は、質疑書を提出することができる。

② 質疑は、所定の質疑書（様式-2、3）に記入のうえ、事務局まで郵送、FAXによる送信、または持参により事務局まで提出すること。あわせて、電子メール等により、同内容の電子ファイルを提出すること。

③ 質疑書の提出期間は、平成31年1月25日（金）から平成31年1月28日（月）午後5時15分（必着）までとする。なお、電話及び口頭による質疑は、原則として受け付けない。

④ 質疑応答書は、平成31年2月1日（金）までに、原則として、質疑書提出者全員に対し、FAX又は電子メールにより回答する。

⑤ 質疑応答書により、この要項の訂正を行う場合がある。

(5) 応募書類等

この要項により応募する事業者は、次に定めるところにより応募申込書類を提出すること

① 受付方法

応募者は、下記②及び③の書類を、事務局まで郵送または持参すること

ア 提出期限 平成31年2月12日（火）必着

イ 受付時間 午前8時30分～正午 及び午後1時～午後5時15分

② 提出書類 7部（正本1部・写し6部）

ア 応募申込書（様式-4）

イ 企画提案書（様式は任意とするが、A4版により以下の内容を記載すること）

（ア）事業の実施方針（効率的・経済的な運行に関する提案）

（イ）類似事業（一般乗合旅客自動車運送事業、コミュニティバス・廃止路線代替バス等）の運行実績がある場合は、その事業概要

（ウ）国土交通省による処分の状況（重大事故の発生状況を含む）

（エ）運行管理体制（運行管理者の配置、適切な乗務割・労働時間を前提とした運転者の選任計画などの労務管理体制、乗務員の安全教育等）

（オ）車両整備体制（営業所、車両の整備・保管場所に関する事項を含む）

（カ）災害発生時等緊急時の対応

（キ）事故時の処理体制（加入保険に関する事項を含む）

（ク）苦情対応体制

（ケ）高齢者・障害者等への配慮

（コ）利用者の利便性向上と利用促進に係る方策（乗務員の接客サービスに関する事項を含む）

（サ）利用者に対する情報提供の体制（広報・PRに関する事項等）

（シ）環境保全への取組状況（低公害車の導入、省エネルギーへの取組など）

- (ス) 運行開始までに行う諸手続き等に係る業務スケジュール
- ウ 運行経費見積書（税込みの額とし、応募者の代表者印を押印のうえ提出すること。
なお、様式は任意とするが、A4版により作成すること。）

③ 添付書類

- ア 定款
- イ 商業登記簿の謄本
- ウ 法第4条第1項に規定する許可を有することを証明できる書類の写し
- エ 会社案内など法人の概要がわかるもの
- オ 直近の3か年の貸借対照表及び損益計算書

④ その他

- ア 鴨川市コミュニティバスの全部又は一部について企画提案を行うこととして差し支えない。
- イ 企画提案書は、できるだけわかりやすく、簡潔にまとめること。
- ウ 応募様式は、市のホームページからダウンロードすることができる。
- エ 当該応募の内容について、追加資料の提出を求める場合がある。
- オ 応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- カ 提出した書類等は、一切返却しない。
- キ 提出した書類の内容については、公表する場合がある。

9 選定及び審査

(1) 選定方法

① 第1次審査（書類審査）

応募者による企画提案書を選定委員会（以下「委員会」という。）が審査基準に基づき審査し、最も適当であると認められる事業者を選定する。

② 第2次審査（ヒアリング及びプレゼンテーションによる審査）

特に必要な場合は、企画提案等についてのヒアリング及びプレゼンテーションを実施する。なお、開催日時、場所、留意事項等については、別途通知する。

③ 選定結果の通知

選定の結果は、全ての応募者に書面で通知する。なお、選定の過程は非公開とする。
また、選定結果に対する異議申し立て、及び審査の過程及び結果についての質疑については、一切受け付けない。

(2) 審査基準

企画提案書等の内容を、以下の審査基準に基づき、委員会において審査する。
なお、審査基準は、次に掲げる項目とする。

要素	審査項目	
価格要素	見積り金額	※特定運行区間におけるデマンド運行に要する経費については、「1往復当たり」等を基準とした単価を明らかにすること

非価格要素	収益拡大策	事業の実施方針（効率的・経済的な運行に関する提案）
	安全確保策	類似事業の運行実績
		国土交通省による処分の状況
		運行管理体制の状況
		車両整備体制の状況
	利用者利便の確保策	災害発生時等緊急時の対応
		事故等の処理体制
		苦情対応体制
		高齢者・障害者等への配慮
		利用者の利便性向上と利用促進に係る方策
		利用者に対する情報提供の体制
	環境保全への取組	環境保全への取組状況

1 0 契約手続き

選定委員会において運行事業者を選定した後、速やかに当該事業者と採用された企画提案書の内容をもとに、市と協議の上、運行内容の詳細を定め、委託契約を締結するものとする。

ただし、現在、本市地域公共交通会議において運行全般に亘る見直し協議を行っていることから、その進捗状況によっては、運行内容に変更が生じることを予めご承知ください。

なお、この場合は、速やかに当該事業者と協議を行い、改めて見積書の提出を求め、その結果を踏まえ、委託契約を締結することとします。

1 1 失格条項

- (1) 前記「6-（3）応募者の資格」を満たさない者
- (2) 各書類の提出期限に遅れること
- (3) 審査結果に影響を与えるよう、故意に工作すること
- (4) この要項に定める手続き以外の方法により、事務局または関係者と直接、間接を問わず、連絡もしくは情報の提供を求めること
- (5) その他、適正な審査を妨害すること

1 2 発注者及び事務局

- (1) 発注者 鴨川市
- (2) 事務局 鴨川市経営企画部企画政策課
所在地 〒296-8601 鴨川市横渚1450番地
電 話 04-7093-7828 F A X 04-7093-7851
電子メールアドレス kikakuseisaku@city.kamogawa.lg.jp

平成31年度鴨川市コミュニティバス運行業務説明会 申込書

平成 年 月 日

鴨川市長 様

次のとおり、平成31年度鴨川市コミュニティバス運行業務説明会に出席します。

事業者	(主たる事務所の所在地) 〒	
	(法人名)	(印)
出席者氏名	(職・氏名)	
	(職・氏名)	
連絡先	(電話)	(FAX)
	(E-mail)	

(留意事項)

- 1 出席人数は、一事業者あたり2名を限度とします。
- 2 説明会では、鴨川市コミュニティバスの運行概要の説明を趣旨とします。したがって当該要項の詳細説明は行わないため、事前に内容を確認してください。
- 3 当日の説明内容に係る質疑応答は可能な限り受付ますが、原則として、所定の様式により質疑書を提出してください。

様式－ 2

コミュニティバス運行事業者の公募に係る質疑書

平成 年 月 日

鴨川市長 様

所在地
法人名
代表者氏名

当社は、鴨川市が行う平成31年度鴨川市コミュニティバス運行事業者の公募に関し、応募を予定しておりますが、別紙のとおり不明な点がありますので質疑書を提出します。

質疑件数 件

事務担当連絡先

所属
氏名
電話番号
F A X
E-mail

質 疑 用 紙

法人名 _____

質 疑 事 項

質疑項目	公募要項関連項目 _____頁_____行
質疑内容	

(注) 質疑事項は、一問一枚とし、できるだけ簡潔にまとめてください。
項目欄には、公募要項の関連する項目、頁数を付記してください。

応 募 申 込 書

平成 年 月 日

鴨川市長 様

当社は、鴨川市が実施するコミュニティバス運行事業者の公募の趣旨を理解し、次の書類を添えて申込みます。

なお、当社は、平成 31 年度鴨川市コミュニティバス運行事業者公募要項第 6（3）で規定する応募資格を満たしているとともに、運行事業者に決定したときは、誠意をもって運行を実施することを誓約します。

- 1 提出書類 7 部（正本 1 部、写し 6 部）
- 2 添付書類 2 部
 - (1) 定款
 - (2) 商業登記簿の謄本
 - (3) 道路運送法第 4 条第 1 項に規定する許可を有することを証明できる書類の写し
 - (4) 会社案内などの法人の概要がわかるもの
 - (5) 直近の 3 か年における貸借対照表及び損益計算書

事業者	(主たる事務所の所在地) 〒	
	(法人名)	社印
代表者	(職・氏名)	代表者印
担当者	(職・氏名)	
	(電話)	(FAX)
	(E-mail)	